

金三百円支払つてゐる。敗訴の場合は半額支払と約束されていた。

(注) 德川幕府が崩壊し大政奉還がなされ、明治新政府により、藩政が改革された。長く間藩政による圧迫が行なわれ、入津組の大庄屋は烟野浦にあり、入津四浦はその威力を示し權力を振つていた。

龍興山福泉寺は人民の菩提寺として信仰が厚く、入津西浦に居臨していた。このように政治・文化・宗教の中でもあの大烟野浦に対し、端浦と呼ばれる各浦からの風当たりは、想像以上に強いものがあったのか知れぬ。

(六) 敗訴の結果

結局裁判官は、明治九年烟野浦漁民が組代を借受け後も、弥次郎貝の採收については、四ノ浦の漁民が入会で操業していく事実明確なりと語り、

「弥次郎貝採收を烟野浦が專属する証しなく、従つて西野浦に対する採收を差し控む権利はない。訴訟費用は全部原告へ桐野浦に於いて負担することを相当とする。」

と、明治二十四年十月十六日、大分地方裁判所の判決が下つたのである。

(七) 控訴

これに不服とする烟野浦漁民は控訴したが、長崎控訴院に於いて翌明治二十五年一月十六日、第一審通りの結果がなされた。

かくて十年が長きにわたり、漁場妨害差し控え事件として争われてきた、弥次郎貝採收運動の顛末は、烟野浦漁民の完全なる敗訴に終つた。

その後、烟野浦漁民は、東京大審院に上告したが、やう

に敗訴、この騒動は終末をへげて、へこ資本未発見

この問題が要因となり、楠木浦が無役の支費（無益の失費の意）徴収者が入り、後來の被害を未だに予防するとして、分村騒動に發展して行くのである。

〔附記〕

この事件を契機として下入津西野浦・河内の、福泉寺へ烟野浦の檀徒は寺から離脱し、部落の庵寺を寺格へ昇格させその檀徒となへた。

（昭和四十七年十二月十四日）

（以上）

資料

御 改 格 御 法 度 書 (一)

文政二年五月谷川庄屋文書

解説並下提供

会員 柴 矢 勤 藏

(表紙)

文政二年五月
谷川

御 改 格 御 法 度 書

庄屋
吉郎兵衛
領り

此後御改格二付町在浦へ左之通被仰出候
一兩所年寄並頭立候附人共居宅之儀式、公儀或八他領公
の御使者御使等嚴越候節、旅宿口を相成候事故夫々今
辰ニ忘ヒ取繕置可申、尤奢ケ聞敷儀無之、講事手輕、

可令造作候事

火除大壁之儀ハ可爲勝手次第之事

12、無益の費元これなき様、且つ仏事・作善の節も古に準すべく候事。

一 西原原文のまま訓点提供者以下讀下し文とする。一
宗門改め其の外御用につき御役人町方へ罷り越し候節兼ねて仰せ付け置かれ候通り、有合せの品を以て一汁一菜は相贈うべく、外より買調え馳走がまゝトキ儀仕るまじく、酒など出候事堅く無用の事。

一 両町役人共より御家中未々まで、年始暑寒其の外吉凶につき、音信賜答の儀去る享和二年無用の旨申し渡

し置候延、其の後輕き品は相送り候事に自然と相成り候。此節御改め、向後は脚かの品にしても相送り候儀御停止仰せ付けられ候間、其の意を得べく候事。

一 所人共衣類の儀日、絹・綿・木綿・古き越後古々久

1とも御停止の事。

一 所人共衣類實物類是まで有来りの分首用の儀及格別、絹多り綿袖口無用、腰帶縫半の襟袖口一通りの綿太織帶等是迄有り來りの分相用候儀用捨有るべき事。

一 両町の者、襷・笄・鬱金・水牛・蒼繪其外目立候品並びに小女の髪鏡・絹引裂堅く無用の事。

一 附り、男女共はき物・皮緒雪駄相用うべく、子供女

1共絹緒裏付革履底下堅く無用の事。

一 両町の者共婚儀相整い候節、又は表立古候儀儀品等

1ハたし候はば、親類の外相招かず銘々の分限より手輕に取計らひ脚か土肴がましき儀これなく、尤も大酒、醉狂に及びず候様、堅く相慎申すべく候事。

一 附り、婚儀の節、石打・水祝の儀かねて御停止仰せ付け置かれ候間、尚又心得透くこ心をき様、小兒及

仕の土のどもへし、急度申し付くべく候事。

一 両町の者ども葬式の節日太勢相集らず、分限より手整

13、無益の費元これなき様、且つ仏事・作善の節も古に準すべく候事。

一 両町紺屋共心得の儀は、在浦の者より目立古候染色模様、手足及候形而、其の外染物等相類候共、諸合ハ申すまじく、便令他領より類々來り候由申し越し候とて其村役人共より印形書付になく候はば、請け合ひ申すまじき旨、去る亥年仰せつけ置かれ候延、近承心得遠いものこれある趣々に相聞こえ、以采右牋の儀これあるに於ては、急度御咎め仰せつけらるべく候事。

一 在浦大庄屋、御座敷・次間計り置備後表、其外都で七鳴表(用)べく、小役人たり共備後表御停止の事。

一 御用につき御役人在浦相廻り候節、兼ねて仰せつけられ候延、有合せの品を以て一汁一菜は相贈ハ、外より買調え馳走がましく仕らず、酒など出候事は一切堅く無用、荷送り内夫等遣成天人夫少々に相弁ずべき事。

一 附り、御役人廻在の節、駕籠廻し人夫共我難ハ振舞されなき様、尤も浦方に於て生船にて押送大節、爭論がましき儀云々女と様相嗜み申すべく候事。

一 在浦役人共より御家中未々まで、年始暑寒其の外吉凶の候延、其の後輕き品は相送り候事に自然と相成り、此節御改め、向後は脚かの品相贈り候事も御停止に仰せつけられ候間、其の意を得べく候事。

一 豐州參官其外立願等にて所々參詣、或は四國、西國過り御て他家の儀は、去る文化十二亥年より五カ年ノ間相成らざる段仰せ付け置かれ候延、又候當年より七年ノ間御停止仰せつけられ候事。